

John Barnes, Sports and the Law In Canada, Third Edition (1996)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/43371

《翻訳》

ジョン・バーンズ「カナダにおけるスポーツと法」(6)

John Barnes, Sports and the Law In Canada, Third Edition(1996)

西 村 秀 二

目次

はしがき

判例一覧

第1章 スポーツの公的規制 (Public Regulation of Sports)

A. スポーツとスポーツ法

B. 国家の利害関係：歴史的テーマ

C. 行政的プログラムと政策

1. 権限の分配

2. 連邦政府

a. 健康とアマチュアスポーツ法 (The Fitness and Amateur Act)
("FAS Act")

b. その他の政策：フットボール、ホッケーと国際関係

c. その他のプログラム

3. 州政府

D. 資金調達

1. ルッターズ (Lotteries)

2. 慈善スポーツ

3. スポンサーシップとタバコ産業

E. 制定法上の規制

1. 概論

- a. 連邦法
 - b. 州法
2. 非合法なスポーツ
 3. 格闘技スポーツ—ボクシングの問題
 4. 競馬
 5. ボーティング (Boating)
 6. 狩猟と魚釣り（以上、金沢法学53巻2号）

第2章 アスリートの権利

A. 概論

1. カナダの権利と自由憲章
2. 人権法
3. 救済手段

B. 平等権

1. 性差別
2. 障害を持つアスリート
3. 先住民と明らかな少数民族
4. 出生地
5. フランス語使用者の利害関係

C. 適格性と懲戒

1. 私的協会
2. アマチュア資格と経済的事情
3. 適格性と選抜
4. 懲戒
5. ジュニアホッケー
- 6.マイナー ホッケー
7. カナダ大学間スポーツ連合

D. ドーピングコントロール

1. 序論—ベン・ジョンソンとDubin検査
 2. 禁止リスト一カラカスからカナダアンチドーピング機構(CADO)へ
 3. スポーツにおけるドーピング罰則に関するカナダの政策
—カナダスポーツ倫理センター
 4. 無益性、矛盾、有害性
 5. 異議申立と司法審査
- E. 紛争の解決（以上、金沢法学54巻1号）

第3章 スポーツビジネス

A. 概論

1. スポーツ経済とスポーツマーケティング
2. 権利と財産

B. プロスポーツ

1. ティーム所有権と被雇用者
2. 総収入と課税
3. 公的助成金
4. テレビジョン契約
5. 独占権、需要独占、保有権（以上、金沢法学54巻2号）

第4章 競争法と労働法

A. 競争法

1. 概論
2. 6条と48条
3. プレーヤーの拘束
4. フランチャイズ権の制限

B. 取引制限の原理

C. アメリカの独占禁止法—NFL(the National Football League)の事例

1. 概論
2. プレーヤーの拘束

3. 労働者の適用除外 (the Labour Exemption)

4. フランチャイズ権の制限

D. 労働法

1. 概論

2. 労働関係法 (the National Labor Relation Act)

3. カナダの労働法 (以上、金沢法学55巻1号)

第5章 カナダfootballリーグ (the Canadian Football League)

A. 法的歴史

1. 概論

2. リーグの拡大と縮小

3. プレーヤーの拘束と選手会

B. CFL規制

C. 団体交渉協定 (Collective Bargaining Agreement)

D. その他の問題 : 懲戒権と薬物検査 (以上、金沢法学56巻1号)

第6章 ナショナルアイスホッケーリーグ

A. 法的歴史

1. 概論

2. 国際アイスホッケー協会

3. 選手会

4. 年金事例

B. NHL規約—フリーエージェント補償金

C. 団体交渉協定

D. その他の問題

第7章 メジャーリーグ

A. コミッショナー

B. 反トラスト法上の適用除外 (Antitrust Exemption)

C. 選手交渉 (Player Relations)

D. その他の問題

第8章 ナショナルバスケット協会

A. 概論

B. プレーヤー拘束

C. サラリーキャップ制度 (Salary Cap)

D. その他の問題

第9章 選手契約

A. 標準選手契約

1. 概論

2. 構成と取り消し (Formation and Avoidance)

3. 契約違反を生じさせること

4. 内容：権利と義務

B. 救済手段と施行

C. 報酬と交渉

1. 契約交渉

2. 特別約款

3. 代理人

4. 所得税

第10章 スポーツ傷害：刑事責任と民事責任

A. 暴行と刑事責任

1. スポーツ暴行の種類

2. プレーヤーの刑事責任

3. 刑事暴行における承諾

4. 抑制と改善

B. スポーツ傷害の民事責任

1. 概論

2. 故意による不法行為：民事暴行と侵害

3. 私法上の過失と危険の引受け

- a. 一般的理論
- b. 不法行為上の損害賠償請求権と免責
- 4. 関係者の責任
 - a. プレーヤーがプレーヤーに民事訴訟を提起すること
 - b. 観客がプレーヤーに民事責任を提起すること
- 5. 施設管理者の責任
 - a. 建物の所有者の責任—プレーヤー
 - i. 制定法
 - ii. コモン・ロー
 - b. 観客が建物の所有者に民事訴訟を提起すること
 - c. プレーヤーが管理者に民事訴訟を提起すること
- 組織、管理・監督、予防
- 6. 指導者と監督者の責任
 - a. 学校と教員
 - b. コーチ、指導者、健康指導者
 - c. 競技役員
 - d. 両親
- 7. 組織の責任
 - a. アマチュアクラブと法人格なき社団
 - b. プロティーム
- 8. 医療上の過失
- 9. 結果責任 (Products liability)
- 10. 生活妨害 (Nuisance) 責任
- C. その他の損失補償システム
 - 1. 保険
 - 2. 労働者の損失補償 (Compensation)
 - 3. 刑事傷害損失補償

注

第6章 ナショナルアイスホッケーリーグ

アイスホッケーは、正真正銘のカナダ由来のゲームであり、1850年代にHalifaxとKingstonで行われていたアイスシニーホッケーの活動に遡ることができるものである。現在のような組織化された形態でのゲームは、1875年3月にモントリオールのビクトリアリンクで開催された9人制ゲームから始まつた¹⁾。このゲームは、その後の20年間で人気が高まり、ゲームを体系化・統制するために、協会が結成された。オンタリオアイスホッケー協会は、1890年に創設され、スタンレーカップは²⁾、カナダ自治領のアマチュア選手権のトロフィーとして、1893年に寄贈された。その初期の選手権シリーズには、カナダアマチュアアイスホッケーリーグ、連邦アマチュアアイスホッケーリーグ、東部カナダアマチュアアイスホッケー協会等のチームが参加していた。ナショナルアイスホッケーリーグ（“NHL”）は、1917年に設立され、スタンレーカップは、1926年まで、NHL選手権の代名詞とされていた³⁾。

A. 法制史

1. 概説

ライバルチームを継承後、主要なメジャーリーグが登場してきたため、NHLは廃業に追い込まれた。スタンレーカップは、1908年頃、プロチームのものとなった。プレーヤーは、程なく、新たに設立されたMontreal Canadiensを含む東部カナダのアイスホッケー協会（“CHA”）とナショナルアイスホッケー協会（“NHA”）の2つの主要な協会間のゲームから利益を享受するようになった。一部プレーヤーのサラリーが⁴⁾、3,000カナダドルまで増加したとき、CHAのチームは破産し始めた。NHAがライバルリーグから2チームを受け入れた1910年に両者は合併した。その後、NHAは各チームにサラリーキャップ制を課し、1912年にはチームあたりの選手数を7人から6人まで縮小した。だが、雇用市場は、太平洋岸アイスホッケー協会（“PCHA”）(1912-25)を含む地方リーグの影響によって、プレーヤーにとっては有利なままであ

った。PCHAは、Seattle Metropolitansがカナダ(the Dominion)からスタンレーカップを奪取した1917年に、最初のワールドチャンピオンとなった。

1917年12月に、トロントのオーナーからフランチャイズ権を取り上げる策として、NHAはNHLとして再編成された⁵⁾。Frank Calderが会長に選任され、1943に死去するまで、その任務に就いていた。NHLは、初期の4チーム ("the original four") と称されていたOttawa Senators, Montreal Canadiens, Montreal Wanderers, Toronto Arenas (後のSt. Patricks)で、最初の1年間運営された。1919-20シーズンにプレーしたQuebecはフランチャイズ権を与えられたが、次のシーズンにHamiltonに譲渡された。スタンレーカップは、1926年まで、NHLの優勝チームと、PCHAと西部カナダアイスホッケーリーグ ("WCHL") (1922-26) の優勝チームとの間での、チャレンジシリーズとして争われた。同シリーズは、ローカルルールを使用し、東部と西部で隔年に開催された。1924-25シーズンに、NHLはアメリカの北東部に進出し始め、1926年にWCHLが破綻した時、1試合の入場者数に基づき、その総額をプールし、分配するという選手との合意を受け入れた。

スタンレーカップと組織化されたアイスホッケーのNHLによる独占的な支配は、Boston Bruins, Pittsburgh Pirates, New York Americans, New York Rangers, Detroit Cougars, Chicago Black Hawksを含む10チームで、同リーグが運営された1926-27シーズンから始まった。アイスホッケーは、アメリカ的な営利目的興業としての企業文化に取り込まれたものの⁶⁾、愛国主義者は、カナダ人プレーヤーの浸透と後にMaple Leafsと名称を変えたConn Smytheによるトロントのフランチャイズ権獲得により慰められた。しかし、拡大されたリーグは、大恐慌と第二次世界大戦による経済的影響に耐えることはできなかった。幾つかの伝統あるチームは、以下のように移転もしくは消滅した。すなわち、1931年にPittsburghはPhiladelphiaへ、1935年にOttawa SenatorsはSt. Louisに移転し、1938年にMontreal Maroonsが、1942年にはNew York Americansが、それぞれ消滅した。1943年から1967年まで、NHLは、Montreal Canadiens, Toronto Maple

Leafs, Detroit Red Wings, New York Rangers, Chicago Black Hawks並びにBoston Bruinsの6チームを中心に運営された。

1930年代頃まで、NHLチームのオーナーは、特異な資本主義者による対立的集団であった。同リーグは、主としてシカゴ・デトロイト・ニューヨークにあるチームやアリーナの株を持っていたJames E. Norrisの親族並びにその共同経営者の絶対的地盤であったにもかかわらず⁹⁾、Smytheは著名かつ有力な起業家として登場してきた¹⁰⁾。NHLは、マイナープロリーグと協定を提携することによって、選手市場の支配を強化し、1947年まで、ジュニアチームの支援体制においてカナダアマチュアアイスホッケー協会の支持を得ていた¹¹⁾。プレーヤーは、職場では専制支配に服従させられ、1950年には、年間の試合数は70ゲームまで拡大された。各チームは、無制限な懲戒権を持ち、プレーヤーのビジネスチャンスを制限し、傷害給付金においても自由裁量権行使し、プレーヤーがより条件のよい他のチームに移籍することを認めない無期限の保有制度を維持した。標準的選手契約（“SPC”）は、リーグ会長によって決定された年俸の交渉や調停の対象となることに選手が合意した新たな契約を提示するために、チームによる1年間の実績評価を採用したものであった¹²⁾。1957年に、プレーヤーを解放するために団体交渉が行われた時¹³⁾、プレーヤーの平均的サラリーは、8,000カナダドルであった。

1946年から1977年まで、NHL会長としてリーグ内の連帯感と合理性のイメージを何とか醸し出そうとしたClarence Campbellに従い、各チームオーナーは誠実にその任務を果たした¹²⁾。会長の名目上の権限には、不服申立の決定権とゲームの誠実性を保つための懲戒権の行使が含まれていた。1948年に、Campbellは、ゲーム賭博をしたことと知合いの賭博師と交際していたことが判明したNew York RangersのBilly TaylorとBoston BruinsのDon Gallingerを永久追放とした¹³⁾。1955年のプレーオフにおけるMaurice Richardに対するCampbellによる出場停止処分は、有名なモントリオールの暴動¹⁴⁾を引き起こし、その後更に、ニューヨークにあるホテル内のロビーにおける審判との乱闘に対して

Richardに罰金を課した¹⁵⁾。

LeafsとCanadiensは、1950年代にテレビ放映権から得られる収入が増加し始め、NHLは、1956年と1958年の間、一時的にCBSと契約した。この新しいメディアは、更なるアメリカ合衆国への拡大によって最も開拓の余地があり得たのだが、NHLは、Cleveland, Los Angeles, San Franciscoの新たなチームへの誘致活動に反対した。結局のところ、ライバルリーグでゲームが見込まれることから、1967年に西部地区に設立されたアメリカの6チームにフランチャイズ権を追加的に認めた¹⁶⁾。個々の新チームには、名声の確立した20名のプレーヤーをドラフトで獲得することが認められたが、その後援体制は、エントリー者を20歳とするアマチュアドラフト制度に代替された。1970年と1971年に更に4チームにフランチャイズ権が認められたが、新規加盟料は4,000カナダドルまで増額され、将来的なライバルリーグにとっての利便的な立地条件は、著しく低下した。

2. 国際アイスホッケー協会（“WHA”）

NHLによる市場の独占は、国際アイスホッケー協会(1972-79)が12のフランチャイズチームによって設立された1972年に攪乱された¹⁷⁾。リーグ内の競争によって、平均的サラリーは、1971年には2,400カナダドルであったが、1977年までには96,000カナダドルまで増加し、プレーヤーは、“アルミニウム製のプロテクター以来の最高の恩恵”を享受した¹⁸⁾。プレーヤーがWHAに飛びついた時、プレーヤーが“回復不能な損害”（“irreparable harm”）もNHL規約並びに標準的選手契約が反トラスト法上有効であるという推定も立証されていないことを理由として、NHLのチームは、暫定的差し止め命令を一般的には認められなかった：

.....訴訟記録上、その全てが証拠として許容されており、かつ全体として何百頁にも及ぶ法律用語である契約、規約、細則、協定として一体化

されているものが、有効かつ完全にアメリカ合衆国あるいはカナダの全アイスホッケー選手の職業を規制していることは確認されている。....この複雑に絡み合った法律文書から、プロアイスホッケーにおいて取引制限として認められない可能性の立証責任をBruinsに課すことは、非現実的であろう¹⁹⁾。

1972年に拡大されたドラフト制度で選択された選手が、1年間WHAでプレーすることを禁止された時、New York Islandersのみが脇役を演じた。Garry Petersは、“彼の合意に適合する経済的利害関係にないと思われる場合にのみ、反トラスト法上の疑義”が生じると認定された²⁰⁾。Petersは、Islandersの有するオプション年にプレーすることを選択することができるが、更新を認める契約書にサインする義務はなかった。

Philadelphia World Hockey Club, Inc. v. Philadelphia Hockey Club, Inc.,事件で²¹⁾、NHLへの加盟システム並びにリーグ内のチームが、Bobby Hullの100万カナダドルのサラリーにつき日割計算による分担金の提供に合意した後、Winnipegによる同人の獲得などの、WHAにおける契約から生じる訴訟要件²²⁾に関する最も詳細な分析が行われた。Higinbotham地方裁判所判事は、選手保有条項、細則並びに協定が、シャーマン法の2条に反するメジャーリーグプレーヤーの市場を独占かつ支配する効果を有すると認定した²³⁾。同判事は、リーグ慣行がシャーマン法1条に規定されている取引制限の結合であることに納得せず、適切な対戦相手間でゲームを申し出る営利目的の要求と認定した²⁴⁾；もっとも、選手権で優勝するという公平性を維持する想定的目的の点では、選手保有条項が役に立たないものであることを強調している²⁵⁾。リーグは、“労働法上の適用除外”による反トラスト法上の免責に依存することはできない。なぜなら、選手保有条項は、NHLによって“生み出された”（“fathered”）ものであり、むしろ選手協会との包括的労働協約によって制定されたものであるからである。そのうえ、リーグは、出場未登録選手に対する保有制度をも強化しようと

した²⁶⁾。

250万カナダドルの保証金を供託したWHAが、選手保有条項を守らせる訴えを提起した結果、NHLのチームを拘束する暫定的差し止め命令が認められた。Higginbotham地方裁判所判事は、もしHullのようなスーパースターにとつて新たなティームでプレーすることが不確実であったなら、WHAは回復困難な損害を被ることになるとした。定着したリーグにとっての潜在的損失は、より軽微であるとしたのである。

NHLは、この暫定的差し止め命令が未決の間に、ほんの少数のスーパースターもしくは多くの平均的プレーヤーを失っても、破綻するような不安定な団体ではない。独占している者が、従来のその市場における独占を持続することができなくなった時に、立ち向かわなければならない宿命に単に耐えるのみなのである。なぜなら、現下の実態は、連邦反トラスト法がNHLの会長であるCampbellの一番大切な理想を不可能にしており、アメリカ合衆国及びカナダの大西洋岸から太平洋岸で運営されているメジャープロアイスホッケーリーグのみに留まっているからである²⁷⁾。

WHAは、その後提起した反トラスト法上の申し立てに和解し、NHLが標準的選手契約の1974年版に追加していた新たなオプション条項とフリーエージェント補償金に異議を申し立てないことに合意した。このWHAとWHL間の合意によって、WHAはマイナープロリーグと契約し、フリーエージェント選手は両リーグ間で移籍することができるようになり、リーグ内の非公式戦が計画され、双方はアリーナへの自由な出入りを認めるに合意した²⁸⁾。その和解によって、NHLは、WHAによる175万カナダドルの訴訟費用を賠償するよう命令された。

プレーヤーは、競合するリーグで有利な立場にあったが、WHAは、ティ

ームが新たな場所に移っても不振にあえいでいるという危機的な状況のもとに運営されていた²⁹⁾。また、財政的低迷がNHLのチームにも及び始め、断続的な合併の試みがお膳立てされるようになった³⁰⁾。NHLがリーグの拡大に賛同し、入会金としてEdmonton Oilers, Winnipeg Jets, Quebec Nordiques, New England(Hartford) Whalesの4チームそれぞれに、600万カナダドルを認めた1979年3月に³¹⁾、WHAの独立的存在は、ついに終了した。NHL選手協会("NHLPA")は、その時、"合併"時に団体交渉を再開するという労働協約に従った権限行使し³²⁾、当初は入会金を半分にし、フリーエージェント選手の補償金を緩和する制度を求めた³³⁾。それは一見して強い立場からの団体交渉であったにもかかわらず、NHL選手協会は、その後不可解にも態度を一変し、年金拠出金及び諸手当の増額と引き換えに、原契約の3年の延期を受け入れた³⁴⁾。この決定により、NHL選手協会の有効性に関する問題が再燃し、選手会のリーダーであったR. Alan Eaglesonに対する疑問が早速投げかけられ始めた。

3. 選手協会

NHL選手協会が結成され、1967年に承認された時、プレーヤーは従来の採算の合わない雇用契約から大きく進歩したように見えた。労働組合は、旧NHAにおいてはサラリーキャップ制やその他の裏協定に抵抗するものと看做されていた³⁵⁾。1925年のHamiltonチームは、日程の増加に対する割増金をもらえないことに抗議して、プレーオフの間プレーすることを拒否した³⁶⁾。サラリーから年間900カナダドルを選手が拠出する必要のある年金制度もしくは財形貯蓄が、1947年にNHLで始まった。そのためにリーグは、年1回のオールスターゲームからの収益の3分の2とプレーオフゲームの各入場料のうち25セントとを拠出した。年金協会の財産管理とその他の財政問題に対する懸念が、Ted Lindsayによる有名な1957年に計画された試みを引き起こした³⁷⁾。

Lindsayは、1957年2月に、協会の設立を公表し³⁸⁾、リーグによる近時のテレビジョン収益から分配を受けるという特定の目標を定めた³⁹⁾。チームによ

るホールセール取引を採用するという脅しにもかかわらず⁴⁰⁾、当初は、全プレーヤーのほとんどがこれに参加することに合意した。Lindsayによる恩恵は、デトロイトからシカゴにまで移りつつあった。リーグが同協会を認めるのを拒み、弁護士と対処した時、認証手続は、州の労働関係委員会や全国労働関係委員会より以前に開始された⁴¹⁾。当初はリーグに対する友好を宣言した後、プレーヤーは、リーグがプロアイスホッケーの“完全な支配・統制・独裁権を独占かつ獲得している”と主張する300万カナダドルを見込んだ反トラスト法訴訟を提訴した⁴²⁾。このキャンペーンは、デトロイトチームのプレーヤーが身を引いた1957年12月に敗北を喫し⁴³⁾、その活動は、1958年2月に最終的に挫折した⁴⁴⁾。各チームのオーナーは、有利な幾つかの細かな改善策を提案し、プレーヤーが訴訟と申し立て認証を取り下げるという条件付きで、オーナー・プレーヤー評議会(Owner-Player Council)を結成することに合意した。最低保障年俸として7,000カナダドルが保証され、チームによる年金拠出金、プレーオフ勝利金、入院費、引っ越し費用が増額された。また、プレーヤーは、負傷に伴う自身の適応度を判断するという理論上の権利を認められた。一般的に、プレーヤーは、“アイスホッケーをするために雇用された農奴であり、堅く口を閉ざす”ものとしての役割を再開したのである⁴⁵⁾。

トロントの不動産弁護士で保守的な下院議員でもあり、プレーヤーに法的扶助をもたらすことによって、プロアイスホッケーとの接触を築いたAlan Eaglesonにより、プレーヤーが首尾よく補強された後⁴⁶⁾、NHL選手協会は、1967年6月に、リーグによってようやく承認された。その後、“Eagle”は、Bobby Orrの最初の契約交渉によって名をはせ、Eddie Shoreによる型破りな労働条件に抗議したSpringfieldでプレーヤーを支援した⁴⁷⁾。NHL選手協会の設立は、Eaglesonにスポーツ経営会社とその他の代理人業務を運営するための基礎を与え、その結果、1979年までに彼の会社は、150名前後のプレーヤーの代理人を務めた。より急進的な労働組合の指導者がプレーヤー訴訟を引き受けかねないことを恐れて、リーグは組織化の努力に抵抗しなかった。相互の協力関係は、まず

Clarence Campbellとの間で構築され、その後、Eaglesonがその地位の申出を拒絶した後、1977年から1992年までリーグ会長を務めたJohn Zieglerとの間で構築された。

NHL選手協会におけるEaglesonのリーダーシップは、1991年まで続き、争う余地のない労働協約の一連の更新によって、フリーエージェント制を継続した労使関係の融和的な形態を特徴としたものであった⁴⁸⁾。プレーヤーとカナダのスポーツメディアは、Eaglesonの権限を尊重した。外部調査者も、Eaglesonの独断的なやり方とビジネス界における好況な放送網に対して、控えめに批判しただけであった⁴⁹⁾。もっとも、批判的な者は、Bobby Orrの無情な解雇に言及した⁵⁰⁾。Eaglesonは、通常、代理人・弁護士並びにリーグとHockey Canadaとの共同事業によるカナダ・カップトーナメントの主催者として、職務を果たしたあからさまな交渉的交渉者として描かれている⁵¹⁾。WHAとの合併協定では、1980年に一部のプレーヤーから反対され、55歳時に保証金を支払うことと引き換えに、労働協約で400試合に出場した現役プレーヤーにフリーエージェント制を限定した1986年の一連の交渉後、かなりの不満が表面化した。約200名のプレーヤーが、代理人であるRich WinterとRon Saleer及びNational Football League選手協会の前事務局長であったEd Garveyによる調査のための支援に委任契約した⁵²⁾。1989年6月にフロリダで開催されたNHL選手協会の年次総会でのGarveyによるプレゼンテーションには⁵³⁾、同協会に関する不満が羅列されており、Garveyは、“会計上の不正行為、法外な賃借料と経費の利益相反”を主張した⁵⁴⁾。Eaglesonは、選手代議員から支持の票決を得たものの、会計監査と後任者を見出すための委員会の設立とに合意した。1991年に、Robert Goodenowが、NHL選手協会の事務局長を正式に引き継いだ。

退陣させられたEaglesonは、それ以来、ジャーナリズム並びに公的監視を受けねばならなくなってしまった。1991年に（マサチューセッツ州ロレンスの）Eagle-Tribuneに、Russ Conwayの記事が初めて掲載されたが⁵⁵⁾、その2年前にカナダの新聞は重大な関心を示していた⁵⁶⁾。その後、1994年のボストンでのFBIに

による捜査及び大陪審の審理で、起訴という結論にいたった⁵⁷⁾。後に、オンタリオ州の事務弁護士会が、プロの慣行に関する告発に取り組んだ⁵⁸⁾。Hockey Canadaとカナダ連邦警察(RCMP)が捜査し、個々の依頼人が訴訟を起こした⁵⁹⁾。また、フィラデルフィアでは、プレーヤーが、経営に影響を及ぼしていた労働組合を維持するというコンスピラシーを主張して、集団訴訟を起こした⁶⁰⁾。ジャーナリズムの批判は、例えば譲渡担保付き貸付け(mortgage loans)⁶¹⁾、1991年カナダ・カップ時のエンドボードの広告権販売⁶²⁾、フランチャイズ権購入者の代理人探しとしてのEaglesonの役割⁶³⁾、というようなビジネス慣行に向けられた。現在進行中の訴訟手続きは、結局のところ、何らかの責任を究明することはできるであろう。だが、1つの有名な事件は、未だ法廷で争われている。NHL選手協会は、その訴訟で被告人ではないものの、年金事例は、“倫理的欠陥”をあぶり出し⁶⁴⁾、引退したプレーヤーの財政的苦境を明らかにした。

4. 年金事例

貯蓄計画に関するプレーヤーによる提案を踏まえ、リーグは、1948年にNHL年金協会(the NHL Pension Society)を公式に設立し、当初は、5名で構成された理事会に2名の選手代表が含まれていた。累積利子所得で剩余金が得られたときに、収益をもたらすため、保険料割引もしくは経験率貸付限度額 (“experience rate credits”) の配分に備え、Manufacturers Life保険会社との間で、プレーヤー並びにチームからの分担金が、団体年金契約として投資された。同計画は、“加入者の利益のため以外に” 資金を運用する場合にはいかなる修正も禁じられ、受給権を確約する信託文書によって、1966年に課税対策として再編された⁶⁵⁾。

1967年に、リーグは現役プレーヤーの代表者としてのNHL選手協会と交渉を始め、1969年に、同計画への分担金はチームのみが拠出することで合意した。その後、プレーヤーは理事会から離脱した。1970年と1971年にかなり多額

の剩余金が生じた時、その剩余金は、加入者の追加的年金として用いられた。1975年の最初の公式労働協約においては、チームがその分担金を増やすことが求められていたため、45歳のプレーヤーへの給付金は、毎年500カナダドルから750カナダドルまで増加した⁶⁶⁾。NHL選手協会は、世界選手権大会からの収益分配の増加分のうち半分を支払うことに合意したが、その収益が不十分な場合には、チームが最終的には負担した。それ故、カナダ・カップは、単にチームの負担を減らすことのみに役立ち、チームは、年金協会への分担金を全額控除され、さらにNHL選手協会からの償還を埋め合わせるという税制上の優遇措置を受けた⁶⁷⁾。

引退した選手による要求は、利子所得が急増した後の1982-83年になされた分配方法と信託財産の修正案に基づいていた。加入者に通知されることなく、加入者自身の分担金に基づき分配される基金を除き、年金協会とNHLは、チームに剩余金を分配した⁶⁸⁾。経験的保険料率の貸付限度額のうちの290万カナダドルから、90万カナダドルが年金を拡充するために回され、その残額がチームに分配もしくは経常分担金を償還するために使われた。1986年から87年まで、同計画における剩余金の総額は2,600万カナダドルであったが、そのうちの400万カナダドルが、引退した加入者のために使用された。NHL選手協会は、利用できる貸付限度額を承知しつつ、400試合でプレーした現役選手の55歳時の対策費を、25万カナダドルとした。この給付金は、国際アイスホッケー競技会からNHL選手協会への130万カナダドルの収益とともに、同計画からの1,080万カナダドルで賄われていた⁶⁹⁾。リーグとNHL選手協会は、1988年の後半に、引退した選手に彼らの年金がある程度更改されることを、共同で通知した。

7名の引退選手が、1991年にオンタリオ州で、1,400人のOBを代表して、年金の超過分を取り戻す訴訟を起こした⁷⁰⁾。これらのプレーヤーには、26シーズン後に毎年13,000カナダドルの年金を受け取っていたGordie Howeと12シーズンで6,200カナダドルに値するCarl Brewerが含まれていた。Bathgate v. National Hockey League Pension Society事件において⁷¹⁾、Adams裁判官は、2,100万

カナダドル以上の不利な配分があったとした。1994年の不成功に終わった上訴後、リーグの債務は、累積利子として約4,100万カナダドルに増え、正確な算定を巡って、争いは継続された⁷²⁾。

Adams裁判官は、“プレーヤーとクラブによって確定された積立金を取り返しのつかないものとし、かつ加入選手のための独占的利益に対する受託者として、年金協会が守るべき”信託関係を、同計画がもたらしたとした⁷³⁾。当該信託関係は、1969年の不法な分配の取り決め(undocumented deal)によって変更することができないものであり、1982年以前になされた積立金から生じた剰余金を、年金協会は再分配する権限がなかった。NHL選手協会は、引退した選手の公式な代表ではないため、1986年の団体交渉によって配分金を正当化することはできなかつたのである。

この場合、NHL選手協会は、現役選手のみの公式な代表を務めていたのみならず、年金協会は、この基金における元選手の受益権を保証する信託関係、契約上並びに信託に基づいた義務を有していた。明らかに、元選手に关心を有すべき者は他に誰もいなかったのである⁷⁴⁾。

年金協会がプレーヤーの代理を務めることは、Alan Eaglesonが書簡でそれを要請した後の1989年に求められた適用除外を、オンタリオ州政府が無効とした1993年に、再開された⁷⁵⁾。リーグ並びに同計画は、直ちに引退した選手のための最終処理を解決し、現役選手対策のための資金源を明確にしなければならない⁷⁶⁾。NHLは、年金計画を巡る訴訟に直面している唯一のリーグではないが⁷⁷⁾、このケースが悪い評判をもたらしたなら、現在行われている手続きにおけるその他の真相解明の先駆けとなるかもしれない。NHLの法制史と近年の管理手続きは、現行の体制及び労使関係に重くのしかかっているのである。

B. NHL規約—フリーエージェント補償金

会員権とリーグの処理規定は、NHL規約並びに細則条項に定められている。NHLは、法人化されていない非営利団体であり⁷⁸⁾、その目的は、規約2条で、アイスホッケーを発展させ、リーグ構成員の利益を増進することとされている。最終的権限は、各チームから選出された1名の代表者によって構成されている理事会にある（5条参照）。1991年から1993年の間に行われたリーグの拡大によって、San Jose Sharks, Ottawa Senators, Tampa Bay Lightning, Anaheim Mighty Ducks, Florida Panthersが加わったため、NHLは現在26の独立的に所有されたチームで構成されている（8条参照）。各チームは、地元地域での独占的支配権を有している（4.3条参照）。チームが別の市や郡に移転するには、全会一致の合意が必要とされている（4.2条参照）。新たな構成員の入会を認め（3.3条参照）、もしくはチームの所有権を譲渡するには（3.5条参照）、4分の3の賛成票が必要とされている⁷⁹⁾。契約上の義務に違反し、もしくは賭博を行い、あるいは試合結果を操作する場合には、構成員は解雇を含む是正措置を受けねばならない（3.9条(b)項参照）。

NHLコミッショナー（正式には、会長）は、リーグの一般的な事務運営に関して責任を負う最高経営責任者として、6条に従い理事会によって選任される。リーグ細則は、コミッショナーに各チームの登録選手名簿とプレーヤーの割当制度を管理する責任を課している。とりわけ、コミッショナーは、細則の3・4条に従い、選手名簿並びにチーム名簿を登録し、9条および12条に従い、フリーエージェント補償手続きを含むプレーヤーの移籍と資格を管理しなければならない（9A条参照）。コミッショナーは、プレーヤー⁸⁰⁾、雇用者並びにチーム役員に対して懲戒処分を探ることができ、罰金・出場停止・除籍処分につき特別な権限を有している（17条参照）；例えば、暴力行為に対してチームに罰金を課すこともできる（17.12-14条参照）。その他の禁止行為としては、意図的な負け試合やNHLゲームでの賭博、リーグルールや協約違反、並びに重大もしくは有害な公式声明を出すことが、含まれている。

細則上様々に、プレーヤーの資格・契約上の権利・移籍が定められている。これらの細則は、定期的に、新たな包括的労働協約を反映させるよう修正されている。団体交渉協議会(CBA)は、1993年から2000年の間に、ドラフト制とウェーバー方式の手続きにとって重要な変更を導入した⁸¹⁾。内部労働市場に影響を及ぼした規約は、以下のように指摘することができよう：

1. チーム名簿；
2. 選手契約；
3. 移籍；
4. リーグへの加盟；
5. ウェーバー方式とウェーバー制ドラフト；

1. チーム名簿：コミッショナーは、細則の5条に定められているように、各チームの支配下選手名簿を正式に登録する⁸²⁾。その名簿は、契約しているもしくは契約していないアマチュアドラフトにより選択された90名のプレーヤーで構成される。また、コミッショナーは、プレーオフに出場できるプレーヤーの各チーム名簿を管理する（28条参照）。チームは、任意引退選手名簿（8条参照）もしくは引退選手名簿（8A条参照）に、その名前を提示することによって“非支配下”（unreserved）選手に対する権利を保有することができる。チームは、別のチームの名簿に登録されているプレーヤーを登録することはできず（3.4条参照）、また別のチームの“契約していないドラフト選択者”（“un-signed draft choice”）と契約することもできない（31.3条参照）。チームは、新人ドラフト制の資格年齢未満のプレーヤーもしくはその雇用がドラフト制によって適正に獲得されなければならないプレーヤーと契約することを、禁じられている（31.1条参照）。資格に関する一般的制限は、選手の単眼視力が実質的に障害のある者の雇用を禁じている（12.7条参照）。他のチームの支配下選手名簿に載っていないアマチュアプレーヤーは、5シーズンの公

式戦まで出場することが許され、次年度の12月21日まで、独占的交渉権が与えられる入団適正テスト協約(try-out agreements)に従って契約することができる(10A条参照)。

2. 選手契約：細則の2条には、公式の標準契約が記載されており、2.8条で、契約のための最低年齢が18歳とされている。プレーヤーが公式の書式にサインし、書面でのオファーを受諾するか、もしくは前払い金に対する受領証を渡した時に、合意がなされたものとみなされる(2.1条参照)。各チームは、個々の勝利ゲームにボーナスを支払ってはならない。換言すれば、それは対戦チームの出来如何に依るからである(25条参照)。また、プレーヤーによって特別に承認されている場合に限り、チームは代理人報酬を支払うことができる(2.9条参照)。チームが、対戦相手チームのプレーヤーやスタッフと許されていない交渉をする“買収”(“tampering”)に対しては、コミッショナーが、チームを懲戒する権限を有している(15条参照)。

3. 移籍：プレーヤーは、細則の9・10・16C条に規定されているように、トレード・提携リーグへのレンタル移籍もしくはリーグの緊急復興計画の一環として、チーム間で移籍することができる。レンタル移籍選手は、所属チームの支配下名簿に留まっており、定期日程の最後の26日間に呼び戻すことができるという制限的権限がある(10.4-6条参照)。提携チーム間のレンタル移籍は、禁止されている：トレードは、無制限でなければならない(9.4条参照)。譲渡人は、移籍したプレーヤーが新しいチームの管理下に入ることができるまで、当該プレーヤーのサラリーに関して責任を負う(9.2条参照)。トレードは、トレードされたプレーヤーの死亡もしくは正規の引退によって取り消すことができる(9.3条(a)項参照)。

4. リーグへの加盟：リーグ順位の逆の順番で、各ラウンドでの選択を認めている16条と16B条に規定されているドラフト手続きによって、新たなプレーヤーが獲得される。もっとも、第1巡目の1位指名は、最下位チームに優先的に抽選させることが条件とされている⁸³⁾。新人ドラフトは、毎年6月に行われ、

現在は9ラウンドで構成されている。選択適格者は、以下の者を除いた年齢が19歳以上の全てのプレーヤーである。

1. 入団適正テスト(Tri-Out)以外の、クラブの支配下選手名簿に載せられているプレーヤー
2. 前2回の新人ドラフトで指名されたプレーヤー
3. 以前にリーグでプレーし、フリーエージェントとなったプレーヤー
4. 18・19・20歳の時に、北アメリカで少なくとも1シーズンアイスホッケーをした年齢が21歳以上のプレーヤー⁸⁴⁾

更に、18歳のプレーヤーは、これを含めて選択することができる。選択されたプレーヤーは、チームの支配下選手名簿上“契約していないドラフト選択者”(“unsigned draft choise”)として登録されなければならない；もしそれが、“誠実なオファー”(“Bona Fide Offer”)を提案するのであれば、翌年の6月1日もしくは翌々年の6月1日まで、チームは独占的交渉権を獲得する。大学生（もしくはオリンピック代表選手あるいは国の代表選手）を選択したチームは、大学生の期間に180日間を加えた期間及び翌年の6月1日までの期間、交渉権を保有する。ドラフトで選択された選手が、非加盟団体にくら替えした場合には、当該プレーヤーが他のどこかのチームと契約が残っている期間中、選択したチームは交渉権を保有する。契約していない第1位指名選手への権利を失ったチームには、通常のラウンド後に補充的選択権が与えられる。

5. ウエバー方式とウェバー制ドラフト⁸⁵⁾：細則の20条に規定されている年1回のシーズン前ウェーバー制ドラフトは、保護されている18名のフィールドプレーヤーと2名のゴールキーパーを除き、選手契約の再分配を提供している(20.2条参照)。通常、チームはこのドラフトによってたかだか3名のプレーヤーを獲得しうるのみである。若手プレーヤーは、最初の契約とプレーしたNHLゲーム数以降の年数に基づいた最低賃金基準によって、ウェバー方式か

ら免除される。有効なプレーヤーの要求は、プレーオフに進出できなかつたチームに限定された1ラウンドのみの新人ドラフトの最後のラウンドに、行われる（20.4条参照）。要求したチームは、雇用年数に従つて減額されたウェーバー方式の金額を支払うという条件で、プレーヤーと契約する。要求されたプレーヤーは、“保護対象者”（“protected”）名簿に在籍し、その後チームは、当該名簿から移籍するプレーヤーを指名しなければならない；プレーヤーを失うチームは、除籍されたプレーヤーを獲得するというオプションを有している（20.9条参照）。一般的なウェーバー方式手続き（11条参照）は、NHLの別のチームでベテラン選手を雇用するというオファーなしに、チームがベテラン選手をマイナーリーグにレンタル移籍することを、阻むものである。また、契約の解除は、ウェーバー方式手続きに従うものである。2チーム以上から要求された場合、プレーヤーは、現シーズンか前シーズンの最小採点基準で移籍される。獲得したチームは、選手と契約することができるが、もしコミッショナーが当該プレーヤーの体調がよくないと判断した場合には、当該移籍は、キャンセルすることができる。

フリーエージェント補償金は、“戦力均衡”（“equalization”）の目的から、“当該プレーヤーの前のクラブに、その雇用権の喪失と引き替えに公正な補償をさせる”ことを宣言している細則の9A条に依るものである。リーグは、オプション条項とフリーエージェント補償金を、標準的選手契約の1974年版で導入した。それ以来、このシステムは、その抑止効果を継続もしくは修正する団体交渉⁸⁶⁾の一連の取引に依存している。従来のシステムでは、チームがまず補償金を交渉し、合意が得られなかった場合には、最終的オファー選択につき、オタワのEdward Houston裁判官に付託された。調停人は、プロ契約の指定を含みうるチームの待遇⁸⁷⁾、ドラフト選択もしくは現金を選択することができた。このシステムは、あらゆるレベルのプレーヤーに適用され、フリーエージェント契約を大いに抑止した；また、それは、“戦力均衡”調停に従つて強制的なトレードに服しかねないプレーヤーを保護できなかつたことを理由とし

て、批判された⁸⁸⁾。

NHL選手協会は、WHAと合併した1979年に、同システムに合意したが、1982年と1986年の団体交渉でその修正を交渉した⁸⁹⁾。団体交渉協議会(Collective Bargaining Association) (“CBA”) は、1982年から1986年の間、33歳以上のフリーエージェント補償金を廃止した(Group III)が、24歳以下もしくはプロ経験が5年未満のプレーヤーに対する調停補償金を維持した(Group I)；その他の85,000カナダドル以上のサラリーを提示されたフリーエージェントは、ドラフト指名もしくはプロ選手を含む補償固定基準に従った(Group II)。1986年から1991年の間、団体交渉協議会は、Group IIIの年齢基準を31歳とし、当該プレーヤーの前のチームが優先的補償権を持つかそれともドラフト指名もしくは現金の方式での調停補償権を持つかを、当該プレーヤーに選択させることを認めた。Group IIに関する最低賃金基準は増加され、補償基準もプロ契約を除外した。Group Iについての合意は維持され、St. LouisがDevilsからBrendan Shanahanを雇用した後に、オールスター戦のディフェンスであるScott Stevensを、Houston裁判官が、New Jersey Devilsに調停判断で移籍を認めた1991年に、調停補償の耐え難くかつ破壊的な性格が確認された⁹⁰⁾。Stevensは、近時Group IIのフリーエージェントとしてWashington Capitalsから獲得されたが、St. Louisは、まだその移籍に関してドラフト選択の恩恵を受けている。Shanahan-Stevens裁定は、補償の抑止効果を縮小することによって、フリーエージェントを自由化する新たな努力を呼び起した。

1991年までに、Robert GoodenowがAlan Eaglesonの後任としてNHL選手協会の事務局長となり、同協会は、リーグがアマチュアドラフトとフリーエージェント条項を廃止することから恩恵を受ける立場を探る交渉を始めた⁹¹⁾。1992年4月の10日間のストライキは、結局のところ、1991年から1993年の間の短期協定という結果となり⁹²⁾、それは、平均的リーグサラリー (“ALS”) を得ていかない10年間のプロ選手に関して無制限のフリーエージェントを追加するということを含む細則9A条を若干修正するものとなつた⁹³⁾。現行のルールは、103

日間のロックアウト後の1995年1月に合意したものであり⁹⁴⁾、1993年から2000年を対象にしている団体交渉協議会規約の10条に組み込まれている。この合意によって、Group Iは廃止され、選手契約が失効した時に通常実施される5階級のフリーエージェントが認められた。Group III・V・VIは、無制限で("unrestricted")ある。主たる“制限的”("restricted")階級は、Group IIであり、“移籍したプレーヤー”("defected players")に対処するGroup IVもある。

“無制限な”フリーエージェントは、“どのクラブと交渉し、選手契約を結ぶかにつき完全に自由”であり、優先的選択権、補償金もしくは戦力均衡に左右されることがない。Group IIIのフリーエージェントは、当該プレーヤーが32歳（もしくは1997年から1998年の初期においては31歳）で、NHLの40試合の公式戦（ゴールキーパーは30試合）で登録選手であった時に、4 “増加シーズン” ("accrued seasons") を有している者が対象とされている。Group Vは、10年間プロ選手であったが、平均的リーグサラリーを得ておらず、以前に無制限なフリーエージェントを選択していない者で構成されている。Group VIは、NHLで80試合（ゴールキーパーは28試合）未満プレーした25歳以上の3年間のプロ選手で構成されている。

Group IIの“無制限な”フリーエージェントは、サラリー調停を要請しておらず、18歳から21歳時に最初の契約をした3年間のプロ経験を有する者が、対象とされている；当該プレーヤーが22歳から23歳時に最初の契約をした場合には、資格取得期間は2年であり、24歳以上の時に最初の契約をした場合には、1年である。Group IIに属するプレーヤーは、彼らの現在のチームが契約最終年の6月30日までに“条件を満たすオファー” ("qualifying offer") を提示した場合には、優先的選択権もしくはドラフト選択補償に依ることになる。当該オファーは、プレーヤーが平均的リーグサラリー未満の場合には、前年のメジャーリーグサラリーの110%、もしくはプレーヤーが平均的リーグサラリーを上回っている場合には、同一のサラリーでの（プレーヤーが適格である場合の年俸に依る）単年契約で⁹⁵⁾構成されなければならない。当該オファーが、少な

くとも（平均的リーグサラリーの増加に従って1997-98シーズン後に調整された）40万カナダドルでない限り、チームは、26歳もしくはそれ以上のプレイヤーに関する優先的選択権を失うこととなる。“条件を満たすオファー”は、メジャーリーグサラリーのみを提供する一方的契約でなければならない。

適用されるプレーヤーが、(A)（病気もしくは負傷のため出場できなかったゲームを除いて）以前の3シーズン内にリーグで180試合以上、実際にプレーした場合、(B) 前シーズン内にリーグで少なくとも60試合プレーした場合、(C) 前シーズンにウェーバー制を経ていない場合には、……ゴールキーパーが身支度をして、控え選手としてベンチ入りしていた時には、当該ゴールキーパーは試合に出場したものと看做される⁹⁶⁾。

“制限的”フリーエージェント選手が、自身でそれを受諾するつもりである別のチームからオファーを受けた場合には、前チームは、その“主要条件”(“principal terms”)を通告されなければならず、その後拒否権を行使できるのは7日間である。拒否権を行使しない場合には、新たなチームのオファー書類にある“主要条件”の平均的年間評価額に基づいた補償金に対する権利を、前チームは付与される⁹⁷⁾。補償金は、実質的に新たなチームに適用できるドラフト選択の方式である。その基準は以下のとおりであるが、ドル価値は、平均的リーグサラリーの増加率に従って、1997-98シーズンに調整されている：

オファー	ドラフト選択ラウンド
400,000カナダドル以下	なし
400,000カナダドル－550,000カナダドル	3巡目
550,000カナダドル－650,000カナダドル	2巡目
650,000カナダドル－800,000カナダドル	1巡目
800,000カナダドル－100万カナダドル	1巡目と3巡目

100万カナダドル-120万カナダドル	1巡目と2巡目
120万カナダドル-140万カナダドル	1巡目の2位
140万カナダドル-170万カナダドル	1巡目の2位と2巡目の1位
170万カナダドル以上	1巡目の3位
各100万カナダドルの追加	1巡目の補充的選択、5人以内

NHLのフリーエージェントは、年齢分類と補償金水準によって引き続き制限されている。当該プレーヤーがフリーエージェントに必要な資格を有しない場合には、前チームは、“条件を満たすオファー”を出すことによって独占的交渉権を保有することができる。1995年に、拡大されたGroup IIの構成員は、各チームが集団的用心深さを実施し、あるいは利用可能なドラフト選択をしていなかったため、彼らの役務に関する競争市場を享受できなかった。それ故、このグループは、彼らの前のチームからの合理的なオファーに依存するしかなかった。NHLの選手は、他のメジャーリーグに利用可能な交渉の決め手を持っていないが、雇用条件に関する一般的評価は、包括的労働協約(CBA)におけるその他の諸条件の有用性を必要としているのである。

C. 包括的労働協約

労働関係は、1970年代まで存続していたパートナリズムから進展したが、各チームは、緩やかに譲歩し、組合労働者からの深刻な経済的圧力に直面することはめったになかった⁸⁸⁾。Alan EaglesonのもとでのNHL選手協会は、その交渉において訴訟を好まず保守的であり、幾つかの点では、他のリーグに遅れを取っていた。サラリーの増加は、個人的な交渉と例えばWHAとの競合という外的要因に帰着したものであった。労使関係のやり方は、NHL選手協会のリーダーシップが、それまで代理人やデトロイトの労働問題専門の弁護士として取り組んでいたRobert Goodenowに移った1991年に変化した。プレーヤーは、現在詳しい情報に基づき、経営者側に不信感を抱きつつも、分かち合うことに

よってリーグの発展を共同で実現することとした。一方、チームオーナー側は、不満を理解できず、呑気に戦術的に不利な立場をさらしていた。

NHL選手協会は、1991年5月に包括的労働協約の終結通告を公表し⁹⁹⁾、1991-92シーズンの最後の給与が公表された1992年3月に、プレーヤーからのストライキ指令を受け入れた。交渉は、フリーエージェント、金銭的手当て、サラリー調停システムに向かられた。プレーヤーは、とりわけ肖像権の保護とアイスホッケーカードからの収益の分配に关心を持った。プレーヤーが4月初旬に提案を拒絶し、ストライキの決行を探査した時¹⁰⁰⁾、各チームオーナーは、ブレーオフ収益のもうけを失うリスクを負った。10日間のストライキ後、両当事者は1991-93シーズンのみを対象とする遡及的包括的労働協約を決めた。これには、ドラフト制度、フリーエージェント、手当における小改正のみが含まれていたが、プレーヤーは、個人の肖像権を売り込む権利を保有することと、サラリー調停プロセスの変革を達成した¹⁰¹⁾。また、両当事者は、経済的発展と安定性に関する多くの共同研究に合意した。著しい利益を得ることがなかつた一方で、プレーヤーはその存在感を誇示したが、その局面は、後の余計な苦労に向けられていた。

NHL選手協会は、1993年5月に包括的労働協約のもとでの終結通告を公表したが、1993-94シーズンの間には、散発的な交渉が行われたのみであった。オーナー側は、現在Gary Bettman¹⁰²⁾が代表者であり、彼は以前ナショナルバスケット協会（“NBA”）の事務局長であったが、1993年2月にNHLコミッショナーの任務を引き継いだのである。平均的サラリーが525,000カナダドルになった1994年1月に、ひとつの重大な提案が浮かび上がった：オーナー側は、選手個人もしくは選手グループの占有率で調整するチーム給与総額のピラミッド構造を提案した¹⁰³⁾。Bettmanは、1994-95シーズンに新しい包括的労働協約を制定することとし、行き詰りが推測されることと一方的に19の利益を撤廃することによって、8月の交渉に衝撃を与えた¹⁰⁴⁾。オーナー側は、1994年11月1日にプレーヤーをロックアウトすることによって、さらなる指導力を發揮し、フ

ランチャイズ権販売とライセンス収入によって強化された経済的な安定に基づいて駆け引きした；また、リーグは、Fox Networkでの新たな放映計画が開始される予定であった1995年1月を期待することができた。

交渉は¹⁰⁵⁾、フリーエージェント、新人選手のサラリー、サラリー調停、標準的選手契約と金銭的利益に向けられた。また、両当事者は、小さな市場のチームを支援するための基金を設けるという周知の構想を巡って応酬した。効果的な予算配分は受け入れ難いとするオーナー側は、リーグ平均を超える給与総額に対する内国税に賛同した。プレーヤー側は、サラリーへの苛酷な障害に反対し、主として収入に対する減税を選んだ：給与からの大幅な徴収税は、人里離れた辺境の地に恩恵を与えるかもしれないが、大都市の市場においては、サラリーの上限を定めるというより重大な影響をもたらすであろう。もし公式戦のスケジュールが50試合以下に減らされたなら、そのシーズンはキャンセルされることになるとリーグが宣言した12月に、切迫感を募らせ交渉に入った。両当事者は、1995年1月11日に、正式に基本的条件に決着をつけ、103日間後にロックアウトは幕を閉じた¹⁰⁶⁾。プレーヤー側は、フリーエージェントやサラリー調停などの分野では譲歩したもの¹⁰⁷⁾、給与税やリーグ収益とサラリーを関連させるという一般的仕組みは回避した；新人選手のみが、新たに不自然な制限にさらされた¹⁰⁸⁾。有益な点は、最終的にはGary Bettman側にあったとはいえ、1995-96シーズンの給与獲得競争は、年俸100万カナダドルを超える階層に分類される147名のプレーヤーにとっては満足のいくものであった¹⁰⁹⁾。小さな市場への支援は、事実上挫折した¹¹⁰⁾。

包括的労働協約は、1993年から2000年の期間を対象としており、その後いずれかの当事者が同協約の3.1条に規定されている書面による通知をしない限り、毎年更新される。同協約は、当初1997-98シーズン後に終結させる権限を含んでいたが、この条項は、リーグとNHL選手協会が1998年の長野冬季オリンピックにNHL選手を出場可能とする交渉に参加した1995年9月に放棄された¹¹¹⁾。プレーヤーは、（個人的な交渉による保証を除く）ロックアウトから生じる未

払給与の請求権を放棄し¹¹²⁾、包括的労働協約が公式な出場停止としていた16ヶ月間の雇用制限（27.2条参照）に関する競争法もしくは反トラスト法に従った訴訟を起こさないことを保証した¹¹³⁾。NHLは、NHL選手協会を現役選手及び将来の選手の独占的代表者として承認しており（2.1条参照）、各チームは、NHL選手協会がプレーヤーと会議を開催できることに合意している（2.2条参照）。各チームは、控除を認められたプレーヤーのサラリーから差し引かれた会費を同協会に送金しなければならない（4.2条参照）。包括的労働協約は、シーズン中のストライキ、サボタージュもしくはロックアウトを禁じており（7.1条参照）、あらゆる労働組織の支援に基づいた差別を含む違法な差別も禁じられている（7.2条参照）。包括的労働協約とリーグ規約とが対立する場合には、前者が適用される（30.1条参照）。同協約は、以下のような様々な労働条件を取り上げることができる：

1. 給与と金銭的利益：NHLの最低保障年俸は、1994-98シーズンには125,000カナダドルで、1998-2000シーズンには150,000カナダドルである（11.5条参照）。最大基準は“新人選手”（“entry level players”）に適用される（9条参照）。マイナーリーグのサラリーは、25,000カナダドル以上あるいはアメリカンアイスホッケーリーグもしくは国際アイスホッケーリーグにおける最低保障額でなければならない（11.5, 13.9条参照）。プレーヤーは、公式戦の最終的順位と個人的に獲得したトロフィーもしくはオールスター戦の名誉に対して報酬を受け取る（28条参照）。プレーイングへの出場は、NHL選手協会によって配分される“選手基金”（“player fund”）からとリーグからの年1回の一時金から報奨金を得られる（例えば、1996年には1000万カナダドル）（28条参照）。包括的労働協約は、テレビコマーシャルへの出演から得られた報酬に関するプレーヤーとチーム間の分配を定め（25条参照）、経費の支払いに対処している。プレーヤーは、“アウェーでの”食費（19条参照）、契約もしくはトレード時の引っ越し費用（14条参照）、トレーニング・キャンプ費（15条参照）、移籍もしくはマイナーリーグからの昇格に関わる旅費及び宿泊費（13.10条参照）の手当を受取る。

2. スケジュールと登録メンバー：“労働時間” (“hours of work”) は、16.1条及び16.2条に規定されているように、82試合の公式戦とプレーオフの4試合である。各チームは、公式戦の81試合目と82試合目の収入からNHL選手協会に特別な支払をする (16.3条参照)。スケジュールと移動は、“制約された日” (“restricted days”) に属し、練習は、合理的な時間に行われねばならない (16.6-9条参照)。最低限の登録選手は、18名のフィールドプレーヤーと2名のゴールキーパーである；登録選手の上限は、24名である (16.4条参照)。

3. 年金計画：包括的労働協約は、同計画を継続しており、21.1条に規定されている評議会にはプレーヤー代表が平等に任命される。基本計画に従って、振込額の4分の1は、国際的アイスホッケー大会からの収益金のうちNHL選手協会の割当額によってもたらされる (21.2条参照)。400試合の功績があるプレーヤーのための “優先受益” (“senior benefit”) は、55歳時に25万カナダドルの概算報酬が見込まれている (21.3条参照)¹¹⁴⁾。不可逆的な障害を負ったプレーヤーは、少なくとも5シーズンのプレーに相当する年金を得る資格がある (23.4条参照)。

4. 保険、医療制度、傷害補償：各チームとNHL選手協会は、23.1-23.3条に規定されているように生命保険と障害者保険を維持することに合意している。各チームは、NHL選手協会と保険会社によって運営されている医療保障と歯科保障を負担することに合意している (23.5条参照)。その職務上障害を負ったプレーヤーは、契約で定められた残余期間サラリーを得る権利がある；サラリー調停が行われる事例については、特約が作成される (11.8条参照)。プレーヤーが、“その職務を終わらせる身体障害保険” (“career ending disability insurance”) を首尾よく獲得した場合には、サラリーあるいは傷害もしくはその治療に関する法的責任の放棄を履行しなければならない (23.4条付属文書9-12参照)¹¹⁵⁾。

5. 契約：包括的労働協約は、1995年版の標準的契約を、11.1条において将来的契約に関する唯一の有効な書式として認めている；付属文書1に規定されて

いる32歳以上のプレーヤー契約には、トレード拒否条項が含まれ（11.2条参照）、また、オプション条項は特別に交渉されなければならない（11.6条参照）。包括的労働協約は、補償給付（11条参照）とボーナス（付属文書5）に関する規定を設けており、NHL選手協会の代理人認証プログラムを承認している（6条参照）¹¹⁶⁾。

6. 懲戒：氷上での行為は、コミッショナーによる追加的懲戒処分を受けることになる。コミッショナーは、プレーヤーとチームに出場停止処分あるいは1000カナダドルを最高額とする罰金を命ずることができる（18条付属文書8参照）。各チームがプレーヤーに“クラブルール”を書面により通知している時には、チームは標準的行動規範を維持することができる（30.4条；付属文書4参照）。当該ルールには罰金を設けることができるが、プレーヤーは、“取るに足りない”（“indifferent”）プレーに関して罰金を課されることはない（30.5条参照）。

7. 紛争解決：包括的労働協約は、12条にサラリー調停手続き、17条に苦情処理調停手続きを設けている。“苦情処理”は、包括的労働協約もしくは選手契約のコンプライアンスに関わるものであり、当該事案の90日以内あるいは当該事案が明らかになった後の30日以内に、NHLもしくはNHL選手協会によって開始することができる（17.2条参照）。事案は、最初に苦情処理委員会によって審議することができ、あるいは両当事者が当該事案を直接、調停の審議に付すことに合意することができる（17.4条参照）。包括的労働協約は、公平な裁定者を定めており（17.6条参照）、公平な裁定者は、聴聞もしくは立証の終結後、30日間に裁定書を提出しなければならない（17.8条参照）。

8. 国際試合：NHLとNHL選手協会の国際委員会は、国際試合を開催することができ、包括的労働協約の24.1条により、その純収益の50%をNHL選手協会が受取る権利がある。国際試合に出場するプレーヤーは、日当を受取り、彼らが公式戦でプレーするのと同一の権利及び義務を有している（24.4条参照）。また、包括的労働協約は、国際アイスホッケー連盟（“IIHF”）が主催する世界

選手権大会のためのナショナルチームを選抜することを規定している（24.6条）。

契約上の自由が、新人選手ドラフトとフリーエージェントの給与体系に制限的に残っているとはいえ、NHL選手は、現在、サラリーの驚異的な増加を補完した経済的利益を享受している。近時の合意は、中立的な紛争の解決と、雇用条件を定める際のプレーヤーの多数の参加をもたらしている点においても重要である。その関係は、現在より形式化されかつ敵対的ではあるものの、新体制のリーダー達は、プレーヤーがリーグの商業的発展に取り組んでいるがゆえに、長期にわたる約束された協調を生み出すことができると考えているのかもしれない。

D. その他の問題

1992-93シーズンは、Stanley Cupの節目の年であり、NHLの75周年であった。だが、過ぎ去ったことの祝典は、リーグが現役プレーヤーや過去のプレーヤーと対峙した時の取引の主要な儀式ではなく、保守派の交代が完了したことを意味している。Eagle（“Iggy”）一派は去り、“Ziggy”がすぐ後に続いた。リーグ会長であったJohn Zieglerは、チームオーナー達が市場開拓における新たな試みを追求した1992年6月¹¹⁷⁾に、退任せられた。1992年におけるプレオフのけちな敗北が、Zieglerの退任を急きたて、リーグ決定とアメリカのテレビ放映契約を確保できなかったことに関する不満に折り合いをつけた。Gilbert Steinの短い在職期間後¹¹⁸⁾、Garry Bettmanが1993年2月にコミッショナーに就任し、1980年代にNBAでの財政的危機の間に彼が得た重要な経験を披瀝した¹¹⁹⁾。Bettmanは、Fox Networkとの間で155万カナダドルの契約を素早く成立させ、労使交渉を強硬に遂行し、フランチャイズ経営への効率的アプローチを示した。

懲戒的プロセス¹²⁰⁾は、Bettmanが改革したいであろう特定分野で進んでいく。1993年に、Ottawa Senatorsの前オーナーが、1993年の新人選手ドラフトで

1巡目を確保するため、シーズン後半に同チームに八百長試合をする示唆的発言後、BettmanはOttawa Senatorsに権限を認められている10万カナダドルの罰金を課した¹²¹⁾。この審理（それは、Senatorsの技術能力に関する難解な評価を要した）は、1988年の滑稽な“ドーナツ”的失態におけるSchoenfeld監督の出場停止を巡る事案と好対照にあった¹²²⁾。もし滑稽なドーナツ事件(*l'affaire beigne*)から懲戒的プロセスが強化されていたなら、Pat QuinnがまだL. A. Kingsと契約している間に、Vancouver Canucksの監督として契約した後に、リーグがVancouver Canucksに31万カナダドルの罰金を課した場合より、より高額になっていただろう。*Vancouver Hockey Club Ltd. v. 8 Hockey Ventures Inc.*,事件で¹²³⁾、裁判所は、現行のリーグ細則のもとで認められる罰金の最高額は、1万カナダドルだとした。

違法な薬物使用に関するNHLの方針は、その発覚に対して制裁を適用するというものである。薬物使用もしくは刑事上の有罪判決は、“リーグの繁栄に対する不名誉で、有害な”行為として扱われている¹²⁴⁾。プレーヤーは、初期の出場停止期間とその軽減を決定するコミッショナーの自由裁量的処罰に服してきた。1978年に、Don Murdochは少量のコカイン所持で有罪となった後、1シーズン（後に40試合に減らされた）の出場停止とされた¹²⁵⁾。1990年に、Grant Fuhrは長期にわたるコカイン使用を認め、60試合後に再審理のチャンスを与えた1シーズンの出場停止とされた¹²⁶⁾。薬物使用¹²⁷⁾、頻発するアルコール乱用及び飲酒運転に関する報告書は、より体系的なアプローチが必要であるとする提言を勧告しているが、リーグは一貫して全ての利害関係者を満足させる総合的計画を実施していない。Alan EaglesonとJohn Zieglerは、かつて強制的な薬物検査を勧告したが、その構想はプレーヤー側によって当然のごとく反対された¹²⁸⁾。リーグとNHL選手協会間の継続的議論は、カウセリングと治療により依存する予防的計画におそらく譲歩するであろう。

1990年代まで、NHLと裁判所との間での最も顕著な関連は、プレーヤーによる暴行の問題であった¹²⁹⁾。選手交渉、フランチャイズ運営及びその他の営

利的問題を含む熟慮すべき事例領域とともに、リーグの賽は、アメリカに投げられた (“gone American”)。¹³⁰⁾ 経済的利害が新たな販路と国際的イベントによって増大するのに応じて、形式的な論争は継続されるであろう。収益における格差は、より小さな市場において継続的な不安定を引き起こすであろう。過去のプレーヤー¹³¹⁾と現役選手によって企業利益全体の分配が求められて以来、NHLはその対立に関する固有の責任に直面しているともいえよう。スタンレーカップは、訴訟の氷河期を真に打破することによって、第二世紀に入る所以ある。

注

第6章

- 1) A. Metcalfe, *Canada Learns to Play: The Emergence of Organized Sport, 1807-1914* (Toronto: McClelland & Stewart, 1987), pp. 61-73; D. Morrow et al., *A Concise History of Sport in Canada*(Toronto: Oxford University Press, 1989), pp. 169-90; D. Guay, *L'histoire du Hockey au Québec*(Chicoutimi: Les Édition JCL inc., 1990), pp. 29-46; R. Gruneau and D. Whitson, *Hockey Night in Canada: Sport, Identities, and Cultural Politics*(Toronto: Garamond Press, 1993), pp. 31-49.
- 2) C. L. Coleman, *The Trail of the Stanley Cup*, Vol. I, 1893-1926, Vol. II, 1927-1966 (National Hockey League, 1966).
- 3) James E. Norris's Chicago Shamrocksによって1932年に刊行されたOn a Stanley Cup challengeを参照。D. Cruise and A. Griffiths, *Net Worth: Exploding the Myths of Pro Hockey*(Toronto: Viking, 1991), p. 33; Gruneau and Whitson, 前注1, p. 99.
- 4) 1905年と1918年の間のサラリーについては、Guay 前注1, pp. 116-26を参照。
- 5) *Toronto Hockey Club Ltd. v. Ottawa Hockey Assn. Ltd.*(1918), 15 O.W.N. 145(C.A.) (ティームがスケジュールを無視した); *Toronto Hockey Club, Ltd. v. Arena Gardens of Toronto, Ltd.*, [1926] 4 D.L.R. 1 (P.C.); affg. [1925] 4 D.L.R. 546(Ont. C.A.); affg. [1924] 4 D.L.R. 384(Ont. S.C.) (契約の譲渡).
- 6) Gruneau and Whitson, 前注1, pp. 92-103.
- 7) Cruise and Griffiths, 前注3, pp. 26-77.
- 8) D. Mills, “The Blue Line and the Bottom Line: Entrepreneurs and the Business of Hockey in Canada” in P.D. Staudohar and J.A. Mangan, eds., *The Business of Professional Sports*(Urbana: University of Illinois Press, 1991), p. 175; Cruise and Griffiths, 前注3, pp. 38-39, 64-67, 84-87.
- 9) B. Kidd and J. Macfarlane, *The Death of Hockey*(Toronto: New Press, 1972), p. 54-60, 114-20.
- 10) *Philadelphia World Hockey Club, Inc. v. Philadelphia Hockey Club, Inc.*, 351 F.Supp. 462 at

- 474-76, 482(1972).
- 11) 第6章A,3を参照。
 - 12) *Cruise and Griffiths*, 前注3, pp. 41-42.
 - 13) *The Globe and Mail*, Toronto, March 10, 1948; *The New York Times*, Sept. 29, 1948, p. 38, col. 4. 永久追放は、1970年に削除された。
 - 14) 第10章A, 1を参照。
 - 15) *The Globe and Mail*, Toronto, March 13, 1951.
 - 16) *Cruise and Griffiths*, 前注3, pp. 115-17, 131-40.
 - 17) G. Davidson and B. Libby, *Breaking the Game Wide Open*(New York: Atheneum,1974), pp. 117-241; R.A. Eagleson and S. Young, *Power Play: The Memoirs of Hockey Czar Alan Eagleson*(Toronto: McClelland & Stewart, 1991), pp. 132-44.
 - 18) *Cruise and Griffiths*, 前注3, pp. 268; WHAと1979年の合併については、前掲pp.268-92を参照。
 - 19) *Boston Professional Hockey Assn., Inc. v. Cheevers*, 348 F.Supp. 261 at 267(1972), per Caffrey C.J.; rem. 472 F.2d 127(1972). *Nassau Sports v. Hampson*, 355 F.Supp. 733(1972)も参照。
 - 20) *Nassau Sports v. Peters*, 352 F.Supp. 870 at 881(1972), per Neaher D.J. *Islanders*は、他のNHL チームからの選手のドラフト権を含むフランチャイズ料として600万カナダドル支払った。
 - 21) 前注10. *Davidson and Libby*, 前注17, pp. 197-201を参照。
 - 22) *Re Professional Hockey Antitrust Litigation*, 352 F.Supp. 1405(1973).
 - 23) 15 U.S.C. ss. 1-7(1988). 第4章C参照。
 - 24) *Philadelphia World Hockey Club, Inc. v. Philadelphia Hockey Club, Inc.*, 351 F.Supp. 462(1972), at 503-04.
 - 25) 前掲at 486.
 - 26) 前掲at 498-500. *Higginbotham D.J.*は(at 485)、“サラリー調停に関する場合を除いて、選手保有条項の‘団体交渉’があったとは思われない”と判示した。
 - 27) 前掲 at 516-17, per *Higginbotham D.J.*.
 - 28) *Davidson and Libby*, 前注17, pp. 228-29.
 - 29) 合計32チームが、WHAに加入していた。Cincinnati StingersとBirmingham Bullsは、1979年には活動していたが、NHLへの加入を認められた他の4逃亡チームによって守られた。フランチャイズ権販売とオーナーの義務については、*Professional Hockey Corp. v. World Hockey Assn.*, 143 Cal.App.3d 410, 191 Cal.Rptr. 773 (1983)を参照。
 - 30) *The Globe and Mail*, Toronto, Dec. 8, 1976; June 25, 1977.
 - 31) *The Globe and Mail*, Toronto, March 31, 1979. “第5次拡大計画”の下でのWHA選手のドラフトについては、*Goulet v. Nat. Hockey League*, [1980] R.P. 122(Que. Sup. Ct.)を参照。
 - 32) CBA of NHL, 1975-80 (May 4, 1976), art. 9.03(c).

- 33) *The Globe and Mail*, Toronto, June 3, 1977; March 15, 27, May 10, June 2, 5, 1979. D. Clayton, *Eagle: The Life and Times of R. Alan Eagleson* (Toronto: Lester & Orpen Dennys, 1982), pp. 203-08も参照。
- 34) *The Globe and Mail*, Toronto, June 7, 1979. 交渉に基づく新たな利益価値の相反する説明については、Eagleson and Young, 前注17, p. 144; D. Cruise and A. Griffiths, *Net Worth: Exploding the Myths of Pro Hockey* (Toronto: Viking, 1991), p. 286を参照。
- 35) C.L. Coleman, *The Trail of the Stanley Cup*, Vol. I, 1893-1926(National Hockey League, 1966), pp. 202-05(1910 サラリー上限); D. Guay, *l'histoire du Hockey au Québec*(Chicoutimi: Les Éditions JCL Inc., 1990), p. 124(1913年の交流試合協約)。
- 36) M. Siemiatycki, "The Stanley Cup Strike of 1925" in D. Diamond, ed., *The Official National Hockey League Stanley Cup Centennial Book*(Toronto: McClelland & Stewart, 1992), p. 60. プレーヤーは、罰金を課され出場停止となつたが、New York Americansと同様1925-26シーズンに再雇用された時、彼らのサラリーは増加した。
- 37) Cruise and Griffiths, 前注34, pp. 59-62, 74-112.
- 38) *The Globe and Mail*, Toronto, Feb. 12, 1957.
- 39) *The New York Times*, April 23, 1957, p. 36; D. Parker, "The Hockey Rebellion" *Sports Illustrated*, Oct. 28, 1957, p. 19.
- 40) *The Globe and Mail*, Toronto, Nov. 5, 1957(Conn Smythe).
- 41) *The Globe and Mail*, Toronto, Sept. 24, 25; Nov. 22, 1957; *The New York Times*, Nov. 20, 1957, p. 47.
- 42) Parker, 前注39; *The New York Times*, Oct. 11, 1957, p. 38.
- 43) *The New York Times*, Nov. 13, 1957, p. 45.
- 44) *The Globe and Mail*, Toronto, Feb. 6, 1958; *The New York Times*, Feb. 6, 1958, p. 35.
- 45) D. Clayton, *Eagle: The Life and Times of R. Alan Eagleson*(Toronto: Lester & Orpen Dennys, 1982), p. 69, Ted Lindsayを引用している。
- 46) 前掲 pp. 63-75; Cruise and Griffiths, 前注34, pp. 203-11.
- 47) 前掲 pp. 52-62; Cruise and Griffiths, 前注34, pp. 160-65, 174-203.
- 48) 第6章B, C参照。
- 49) Clayton, 前注45; L. Papanec and B. Brubaker, "The Man Who Rules Hockey", *Sports Illustrated*, July 2, 1984, p. 60.
- 50) 後の顛末については、W. Houston and D. Shoalts, *Eagleson: The Fall of a Hockey Czar*(Toronto: McGraw-Hill Ryerson, 1993), pp. 53-72; R.A. Eagleson and S. Young, *Power Play: The Memoirs of Hockey Czar Alan Eagleson*(Toronto: McClelland & Stewart, 1991), pp. 186-96, 233-53. を参照。
- 51) 共感的賛辞については、*The Globe and Mail*, Toronto, Feb. 7, 1987 (W. Houston); Feb. 17, 1989 (A. Strachan); Sept. 7, 1991 (B. Milner, L. Millson)を参照。
- 52) Cruise and Griffiths, 前注34, pp. 300-19; Houston and Shoalts, 前注50, pp. 179-202; *The Globe*

- and Mail, Toronto, March 25, April 22, May 13, 1989.
- 53) The Globe and Mail, Toronto, June 2, 3, 5, 6, 1989.
- 54) R.A. Eagleson and S. Young, *Power Play: The Memoirs of Hockey Czar Alan Eagleson*(Toronto: McClelland & Stewart, 1991), p. 209.
- 55) R. Conway, *Game Misconduct: Alan Eagleson and the Corruption of Hockey*(Toronto: Macfarlane, Walter & Ross, 1995)を参照。
- 56) The Globe and Mail, Toronto, Feb. 20, 22, 23, 24, 26, 1993.
- 57) The Globe and Mail, Toronto, March 4, 5, 12, 1994.
- 58) The Globe and Mail, Toronto, Nov. 12, 1994; Aug. 9, 1995(継続中).
- 59) Gillis v. Eagleson(1995), 23 O.R. (3d) 164(Gen. Div.) (身体障害保障の権利を取得するための対価請求に基づく選手活動の中止).
- 60) The Globe and Mail, Toronto, Nov. 9, 10, 1995(Eagleson, John Ziegler, Bill Wirtz等とNHLの22ティームに対する訴訟).
- 61) Houston and Shoalts, 前注50, pp. 103-20; Conway, 前注55, pp. 181-97.
- 62) The Globe and Mail, Toronto, Nov. 6, 1995; Conway, 前注55, pp. 233-42.
- 63) The Globe and Mail, Toronto, Feb. 20, 1993; Houston and Shoalts, 前注50, pp. 25-26, 211-14; Conway, 前注55, pp. 168-80, 192-94.
- 64) Bathgate v. National Hockey League Pension Society(1992), 11 O.R. (3d) 449 at 530, 98 D.L.R. (4th) 326 at 407(Gen. Div.), per Adams J.; affd. (1994), 16 O.R. (3d) 761, 110 D.L.R. (4th) 609(C.A.); leave to appeal to S.C.C. refused(1994), 114 D.L.R. (4th) vii.
- 65) 前掲 at 11 O.R. (3d) 467, 98 D.L.R. (4th) 344.
- 66) CBA of NHL, 1975-80(May 4, 1976), art. 13.
- 67) Houston and Shoalts, 前注50, pp. 98-99.
- 68) Bathgate v. National Hockey League Pension Society, 前注164, at 11 O.R. (3d) 478-85, 98 D.L.R. (4th) 355-62.
- 69) Bathgate v. National Hockey League Pension Society, 前注64, at 11 O.R. (3d) 484, 98 D.L.R. (4th) 361.
- 70) D. Cruise and A. Griffiths, *Net Work: Exploding the Myths of Pro Hockey*(Toronto: Viking, 1991), pp. 1-25, 298-300; B. Dowbiggin, *The Defense Never Rests*(Toronto: Harper Collings Publishers, 1993); Houston and Shoalts, 前注50, pp. 144-65; Conway, 前注55, pp. 106-28.
- 71) 前注64.
- 72) Bathgate v. National Hockey League Pension Society(1995), 58 A.C.W.S. (3d) 324(Ont. Gen. Div.) (予定利回りにおける賠償額の単利).
- 73) Bathgate v. National Hockey League Pension Society, 前注64, at 11 O.R. (3d) 517, 98 D.L.R. (4th) 394.
- 74) 前掲at O.R. 529, D.L.R. 406, per Adams J.

- 75) *The Globe and Mail*, Toronto, March 2, July 28, 1993; Conway, 前注55, pp. 119-20, 125-27. 年金支給法(the Pension Benefits Act)の下での予定メンバーの告知免除について、R.S.O. 1990, c. p.8.
- 76) *The Globe and Mail*, May 2, 1995. *Bathgate v. National Hockey League Pension Society*, 前注64, at 16 O.R. (3d) 778-80, 110 D.L.R. (4th) 627-29 (NHLPAによる介入).
- 77) *Bidwill v. Garvey*, 943 F. 2d 498 (1991) (NFLチームによる分担).
- 78) *Vancouver Hockey Club Ltd. v. 8 Hockey Ventures Inc.* (1987), 47 D.L.R. (4th) 51 (B.C.S.C.) (NHL会長の懲戒権).
- 79) フランチャイズ権の譲渡もしくは移転における手続きと基準については、NHL By-laws, secs. 35, 36を参照。第4章A, 4; C, 4(反トラスト法上の解釈); CBA of NHL, art. 5(経営権)も参照。
- 80) 更に第6章Dを参照。CBA of NHL, art. 18も参照。
- 81) フリーエージェント補償金については、以下を参照。
- 82) CBA of NHL, art. 1(支配下選手名簿の定義), art. 16.10(負傷者選手名簿)も参照。
- 83) CBA of NHL, art. 8(新人選手ドラフト); 付属文書4(修正).
- 84) CBA of NHL, art. 8.4(a).
- 85) CBA of NHL, art. 13.
- 86) 最初の包括的労働協約は、1976年5月に、1975年から1980年の期間を対象として署名調印された；その後、主要な再交渉と改正が、1979年、1982年、1986年に行われた。第2次、第3次、第4次の公式な包括的労働協約は、1981年8月、1984年12月、1988年6月に、それぞれ定められた。
- 87) *McCourt v. California Sports, Inc.*, 600 F. 2d 1193 (1979); revg. 460 F. Supp. 904(1978) (労働法上の適用除外); 第4章C, 3を参照。
- 88) D.L. Steinberg, "The National Hockey League Reserve System: A Restraint of Trade" (1979), 56 U. Det. J. of Urban L. 467 at 513-14.
- 89) *The Globe and Mail*, Toronto, Aug. 18, 1982; July 26, 1986.
- 90) *The Globe and mail*, Toronto, Sept. 4, 1991.
- 91) NHLPA, "Players' Position on Free Agency Issues" (June 1991).
- 92) *The New York Times*, April 12, 1992, pp. S1, S4; *The Hockey News*, April 24, 1992, pp. 1-4. 第6章Cを参照。
- 93) *Nat. Hockey league Players' Assn. v. Nat. Hockey League Member Clubs*事件では、“平均的リーグサラリー”(Aug. 14, 1992, St. Antoine)につき、調停人は、契約金と繰延サラリーが含まれるべきであり、その算定はプレーしたゲーム数を加味して考慮すべきだとした。CBA of NHL, arts. 1, 10を参照。
- 94) *The Globe and Mail*, Toronto, Jan. 12-14, 1995.
- 95) 第9章C, 1を参照。

- 96) CBA of NHL, art. 10.2(a)(iii).
- 97) 中立的調停人は、オファー書類の有効性に関する紛争を決定する；CBA of NHL, art. 10.3(i); art. 26 (違反禁止). *The Globe and Mail*, Toronto, Aug. 19, 1993; Nov. 16, 1994 (コミッショナーは、San Jose Sharksによってなされたオファーを、ルール違反として無効にした).
- 98) D. Cruise and A. Griffiths, *Net Work: Exploding the Myths of Pro Hockey*(Toronto:Viking, 1991), pp. 255-300; R. Gruneau and D. Whitson, *Hockey Night in Canada: Sport, Identities, and Cultural Politics*(Toronto: Garamond Press, 1993), pp. 124-30.
- 99) National Hockey League v. National Hockey League Players' Assn., 789 F. Supp. 288 (1992)(リーグは、戦力均衡ルールに対する労働法上の適用除外の申立を拒否した；NHLPAには被告適格がなく、具体的な論争はなかった). 第4章C, 3も参照。
- 100) *The Globe and Mail*, Toronto, April 2, 1992.
- 101) 第9章C, 1を参照。
- 102) 第6章Dを参照。
- 103) *The Globe and Mail*, Toronto, Jan. 28, 1994.
- 104) *The Globe and Mail*, Toronto, Aug. 9, 18, 1994.
- 105) *The Globe and Mail*, Toronto, Aug. 19; Sept. 17, 23, 28, 29; Oct. 1, 7, 12; Nov. 12, 26; Dec. 7, 22, 1994; Jan. 6, 11, 1995.
- 106) *The Globe and Mail*, Toronto, Jan. 12-14, 1995.
- 107) 第6章B; 第9章C, 1を参照。
- 108) CBA of NHL, art. 9 (1995年には850,000アメリカドル；2000年には107万5,000アメリカドル).
- 109) *The Globe and Mail*, Toronto, Dec. 12, 1995 (1995-96シーズンのNHLの平均的サラリーは、850,000カナダドルと推定される).
- 110) 後にリーグは、カナダドルの価値低下によって不利となったカナダチームを支援するため、Group 2の戦力均等化計画と収益の共同投资基金を創設した。
- 111) *The Globe and Mail*, Toronto, Sept. 30, Oct. 2, 1995; *The New York Times*, Oct. 4, 1995, p. B9.
- 112) 例えば、*The Globe and Mail*, Toronto, Jan. 19, 1995 (ロックアウト期間中のサラリーに対するPavel Bureによる請求) を参照。
- 113) 第4章A, Cを参照。
- 114) 第6章A, 4も参照。
- 115) 保険と身体障害の要求については、R. Conway, *Game Misconduct: Alan Eagleson and the Corruption of Hockey* (Toronto: Macfarlane, Walter & Ross, 1995), pp. 43-105を参照。第9章A, 4; 第10章B, 7, 8も参照。
- 116) 第9章C, 1, 3を参照。
- 117) *The Globe and Mail*, Toronto, May 30, June 12, 1992.

- 118) Gil Steinは、1977年から副会長並びに相談役としての役割を果たした。彼は、1993年から引き続いたアイスホッケー殿堂入りの彼の選出を巡る波紋のため、リーグから退いた：The Globe and Mail, Toronto, Aug. 18, 1993.
- 119) 第8章Cを参照。
- 120) 更に、第2章C, D; 第5章Dを参照。
- 121) The Ottawa Citizen, Sept. 3, 1993 (選手並びに監督は、勝つために最大限の努力を払ったと考えられる)。
- 122) The Globe and Mail, Toronto, May 9, 10, 17, 1988. New Jersey Devilsは、プレーオフの試合後、審判に向かって“デブ” (“fat pig”)、“別のドーナツを食え” (“have another doughnut”)と放言したSchoenfeld監督の出場停止を阻む差止命令を得た。NHLの公式競技委員は、アマチュア選手の着るウーミングアップ衣服と黄色のジャージで次戦の職務を果たすことを認めなかつた。
- 123) (1987), 47 D.L.R. (4th) 51 (B.C.S.C.).
- 124) NHL By-laws, sec. 17.3(a) (罰金、出場停止、及び除籍). Sec. 17A (薬物検査) も参照。
- 125) The Globe and Mail, Toronto, July 25, 26, 1978; E. McRae, “Coke on Ice” The Canadian, Oct. 14, 1978, p. 5. Ric Nattressは、マリファナ所持で有罪となった後の1983年に、30試合の出場停止となつた。Borje Salmingは、5年前にコカインを使用していたことを認めた後の1986年に、8試合の出場停止となつた。
- 126) The Globe and Mail, Toronto, Sept. 1, 18, 27, 1990; A. Eagleson and S. Young, Power Play: The Memoirs of Hockey Czar Alan Eagleson (Toronto: McClelland & Stewart, 1991), pp. 284-94.
- 127) A. Keteyian and D. Ramsay, “The Joyless End of a Joyride”, Sports Illustrated, May 12, 1986, p. 32 (Edmonton Oilersに関する風評).
- 128) The Globe and Mail, Toronto, May 22, 30, 1986.
- 129) 第10章Aを参照。ジュニアアイスホッケーにおける懲戒処分については、Lecuyer v. Alta. Junior “A” Hockey League (1977), 3 A.R. 213 (S.C.T.D.) (禁止されたステアリングに関するリーグへの出場停止の実施を阻止するための差止命令)。
- 130) 更に第3章を参照。
- 131) 1995年12月に、1970年代中旬から1991年のNHLPAの1000名の構成員を代表して、5名の元選手が集団訴訟を起こした；The Globe and Mail, Toronto, Nov. 9, 10, 1995を参照。